

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談」

2. 日時：令和4年11月22日(火) 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社

決得 執行役員 再処理事業部副事業部長(設工認総括、新基準設計)

他6名

三菱重工業株式会社

原子力セグメント 安全高度化対策推進部 主幹プロジェクト統括

他1名

5. 要旨

本年11月15日の審査会合を踏まえ、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)が今月目処に実施するとした、既に実施した設計における設計プロセス等の確認のうち、溢水に関連する設備の設計等の確認状況について、日本原燃と以下のとおり面談を行った。

(1) 日本原燃から、主に以下の点の説明があった。

- ・ 溢水に関連する設備の設計は、新規制基準の追加事項であるので関連する設工認対象設備全てを説明する必要がある。主要な説明事項は、許可の設計方針に沿って溢水量等の設計条件をどのように見積もったか等の説明と、設計条件を踏まえた堰、水密扉等の具体的な設計内容の説明となる。その際、主要な説明事項同士の関連性で一定の説明パターンとなるので、それが類型となり、その類型の中で代表的に説明ができるものと考えている。
- ・ 材料及び構造に係る設計は、新たに設置する設備と、重大事故条件等の設計条件の追加に大別される。前者については、溢水同様、許可の設計方針を踏まえた設計条件の展開から整理した説明となる。後者については、基本的には、本年11月17日の面談で説明した耐震評価と類似し

ており、追加となった条件を踏まえても既認可の設計プロセスが適用できるのか、又は異なるプロセスを適用するのか等を整理して説明したい。

(2) 原子力規制庁からは、主に以下の旨伝えた。

日本原燃は、現状、新規制基準対応の設計が全て完了しており、また、緊急安全対策として工事も実施しているため、設計した現物を確認できる状況にもかかわらず現場を確認できていないことが明らかになっている。特に溢水対策については、机上確認だけではなく、設備の位置関係等の現場での確認が重要で、許可の設計方針を踏まえた防護設計がなされているか、自ら現場を確認した上で説明できなければならない。必要なことをしっかりやることが重要である。

6. その他

なし

参考

- ・ 令和4年11月17日 日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談
<https://www2.nra.go.jp/data/000410713.pdf>